

郵便等入札の手引

郵便等入札の流れ

1 郵便等の方法について

入札は、次の方法により、公告文に示す到達期限までに、入札書及び担当者届を送付してください。

ア 郵便による場合

「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」により送付してください。

イ 信書便による場合

信書便（※）の役務のうち、書留郵便に準ずるものにより送付してください。

※信書便とは、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）同法第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する信書便になります。

上記以外の方法（普通郵便、持参等）により提出された入札書や、到達期限を過ぎて到着した入札書は受付いたしませんので、注意してください。

また、郵便等の事情により、通常の配達期間では到着しない事態も想定されますので、時間に余裕をもって手続きしてください。

2 封筒について

- 内封筒及び外封筒の二重の封筒により行います。
- 内封筒は、必ず 1 案件につき 1 枚の封筒を使用してください。
- 外封筒は、複数以上の案件に入札する場合、送付先及び開札日が同一であれば、1 枚の封筒でも可です。（1 枚の外封筒の中に複数以上の内封筒を入れて送付することができます。）

①まず、内封筒の表面には、「入札参加者の会社名」、「入札に参加する業務名」及び「開札日」を記載し、「入札書在中」と朱書してください。

②内封筒に入札書を入れ、しっかりのり付けして、その裏面を入札書で使用した印鑑により 3 か所封印してください。

③外封筒の表面には、「公告文に指定した到達場所」を記載し、「入札書在中」と朱書します。

また、その裏面には、「差出人の住所及び商号又は名称」及び「代表者名」を記載してください。

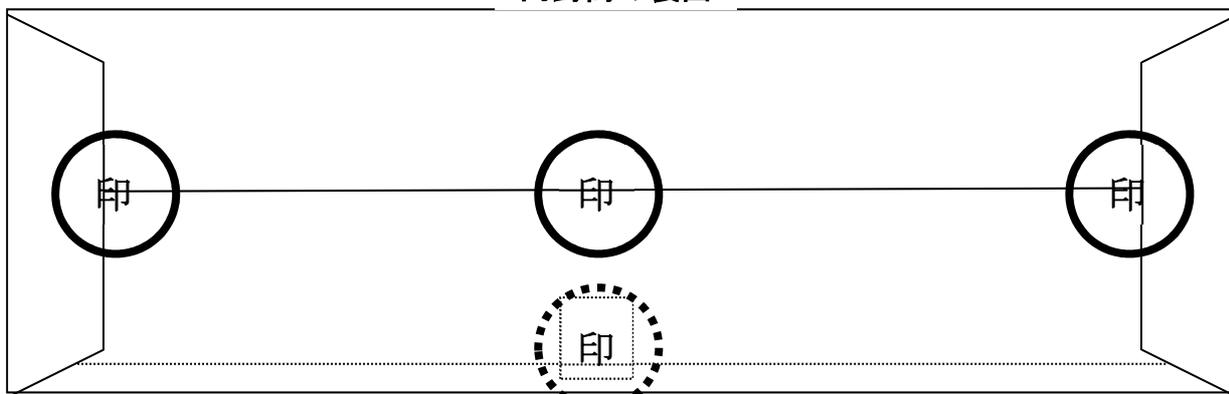
④入札書を入れた内封筒と担当者届を、外封筒に入れ、しっかりのり付けします。

外封筒には、印鑑による封印は必要ありません。

内封筒の表面

	「入札書在中」	入札参加者名	〇〇〇〇（株）
		入札業務名	△△△△業務委託（〇〇〇）
		開札日	□□□□年□□月□□日

内封筒の裏面



※封筒の合わせ目が端にある場合は、 の位置に押印する。

外封筒の表面

	〒721-0956 広島県福山市箕沖町107番地7 福山市役所 経済環境局 環境部 環境施設課 行
	「入札書在中」

外封筒の裏面

〒〇〇〇-〇〇〇〇 △△県△△市△△町△△番△△号 ○ 〇〇〇（株） ○ 代表取締役 □□ □□
--

3 入札書について

- ア 所定の入札書を使用してください。
- イ 入札業務名を記載してください。
- ウ 入札書の日付は、入札書を記載した日付を記入してください。

4 開札の立会いについて

入札参加をした案件については、開札に立会うことができます。代表者でない者が立会う場合においては、委任状の提出が必要となりますのでご注意ください。

5 開札及び落札者の決定について

公告で指定した日時及び場所において、開札します。

なお、開札において、その入札事務に関係のない職員が「立会人」として立会います。

落札については、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって申込みをした者を落札候補者として審査を行い落札決定します。

落札者以外の入札者に対しては、所定の閲覧場所（経済環境局環境部環境施設課）での公表により通知に代えます。

6 くじ引きについて

落札となるべき同価の入札をした者が二者以上あるときは、直ちにくじ引きを行い、落札者を決定します。

当該入札者が開札に立会っていない場合又は立会っていてもくじを引かない場合は、これに代えて立会人がくじを引くものとします。

7 再度入札について

初度の入札において落札がなく、再度入札を行う場合は、郵便等ではなく指定する日時及び場所に、入札書を持参していただきます。

8 入札の無効について

次のいずれかに該当する入札は無効となりますので、郵送等の前に十分確認のうえ、送付してください。

- ア 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 一の入札について同一の者が2通以上の入札書を提出した入札
- ウ 入札書に記名押印を欠く入札
- エ 金額を訂正した入札
- オ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 1のア及びイの方法以外により入札書を提出した入札
- キ 到着期限を過ぎて到着した入札
- ク 郵便等入札内封筒記載の入札業務名と入札書の入札業務名が相違する入札
- ケ 郵便等入札内封筒に入札業務名等の必要事項が記載されていない入札

- コ 明らかに不正による入札と認められる入札
- サ その他特に指定した事項に違反した入札